

# 神戸市リフト付バス運行委託事業 事業者公募要領

## 1. 目的

リフト付バスの運行により心身障害児(者)の自立と社会参加活動を促進し、健康の増進及び教養の向上、福祉の増進に寄与すること。また、障害者の当事者団体や障害者を支援する法人等の活動を促進すること。

## 2. 実施業務

### (1) 利用対象者

- ① 神戸市に住所を有する心身障害児(者)の団体であって、車椅子を常時使用し日常外出困難な心身障害児(者)を対象とした、健康の増進、教養の向上等の事業を行うためのものであること
- ② 最低乗車人数15名、うち心身障害児(者)が3名以上であること

### (2) リフト付バスの運行に関する基本内容

- ① 利用時間：週休日は、利用者の利便性に配慮し平日とし、利用時間は市役所の開庁時間に準ずること
- ② 利用地域：所定の運行時間内で走行する範囲であれば特に限定はなし
- ③ 運行台数：1台
- ④ 車両の形状：リフト付バス定員29名  
(車いす固定席：3席・一般席：21席、補助席：5席(ガイド席1を含む))
- ⑤ 出車・返車場所：神戸市立総合福祉センター内
- ⑥ 利用料：無料(ただし、燃料費・通行料・駐車場料は利用者負担とする)

### (3) 業務内容

具体的な業務は、神戸市が無償貸与するリフト付バスの運行に付随する、次に掲げるものとする。

- ① 利用申込の受付及び貸出(利用者との調整や利用者負担の徴収を含む)
- ② HP等でリフト付バスの空き状況を発信し、利用者が確認しやすいよう努めること。
- ③ 問い合わせへの対応
- ④ リフト付バスの運転者の手配
- ⑤ リフト付バスの運転(車いす昇降用リフトの操作を含む)
- ⑥ リフト付バスの日常の修繕等の維持管理

### (4) リフト付バスの利用申込の受付・貸出

- ① リフト付バスの利用申込みの受付は、使用する日の6カ月前の日からとする。
- ② 受付方法は、障害特性に配慮した手段を確保するものとし、受付順は先着順とする。来所、電話又はFAXによる受付とする。受付時間は、市役所の開庁時間に準ずる。
- ③ リフト付バス利用者に次の書類を提出させる。
  - ・利用申込書
  - ・運行行程表(配車場所および目的地付近の地図等を含む)

・乗車人名簿

④ リフト付バスの利用を承認するときは、「利用承認書」を交付する。

(5) 利用者の負担

リフト付バス利用者に、次に掲げる実費を負担させる。

① 有料道路の通行料

② 駐車料

③ 燃料費：実費請求とする。具体的な請求金額算定は、利用後の給油量に給油単価を乗じた金額とする。

(6) 人員体制

受託者は、委託業務を自己の責任において完全に履行しなければならない、業務に支障が出ないよう必要な体制を講じること。

受託者は、神戸市の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）してはならない。

(7) 個人情報の保護

実施事業者は、運営上多くの個人情報を取り扱うことになるため、次に掲げる事項に十分に留意しなければならない。

①事業の実施にあたり、それぞれの業務を担当する職員が互いに情報を共有し、情報の活用を図ることが重要であるため、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の同意を得ておくこと。

②個人情報は関係法令（ガイドライン等を含む）を遵守して厳重に取り扱い、その保護に遺漏がないようにすること。

(8) 守秘義務

事業に従事する職員は、その職務を遂行するにあたり、利用対象者のプライバシーの尊重に万全を期し、その職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(9) 公正及び中立性の確保

実施事業者は、当業務の実施にあたり、自己の利益誘導となる広告・営業活動を行ってはならない。

(10) 苦情解決

実施事業者は、その提供した神戸市リフト付バス運行委託事業について、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

実施事業者は、苦情を受け付けた場合は、その内容を記録しなければならない。

実施事業者は、利用者又はその家族からの苦情に関して、神戸市が行う調査に協力するとともに、神戸市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(11) 報告、調査又は監査及び指導

実施事業者は、事業を計画的に実施するとともに、その実績について、年度ごとに事業終了後には速やかに実施報告書を作成し神戸市に報告しなければならない。

神戸市は、事業の実施状況を調査または監査し、必要に応じて是正処置を行うよう指導することができる。なお、提出された実施報告書の内容を確認するにあたり、必要に応じて事業責任者又は関係職員に説明を求めることができる。

#### (12) 経理の区分

実施事業者は、委託事業の実施にあたり、サービス提供の対価（２．（５）の利用者の負担の費用を除く）を利用者から徴収してはならない。また、委託事業に係る経費とその他の事業に係る経費を明確に区分して経理しなければならない。

#### (13) 契約の解除

神戸市は次の場合において、リフト付バス運行委託事業の委託を取り消すことができる。

- ①実施事業者が、関係法令等を遵守しないとき
- ②実施事業者が、神戸市の指導に対し、必要な是正処置を行わないとき
- ③神戸市が調査又は監査の結果、事業の効果が十分に達成されていないと認めたとき

### 3. 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）

### 4. 実施場所

市立総合福祉センター内又は委託事業の実施が可能である施設等

### 5. 委託料

#### (1) 上限額

年間 5, 7 6 0 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### (2) 支払方法

会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）に予算の範囲内で支払う。具体的な支払時期や方法は契約書で定める。

### 6. 応募資格等

事業の運営を円滑かつ安定して実施することが可能な法人又は団体（以下、「法人等」という。）であり、次の要件を全て満たす法人等とする。なお、法人以外の団体については、「団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産管理等団体としての主要な点が確定している」ことを要件とする。

- (1) 神戸市内に法人等の本部を有すること。
- (2) 提出書類の受付締切日において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 提出書類の受付締切日において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置に該当しない者であること。
- (4) 提出書類の受付締切日において、直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市

町村税の滞納がないこと。

- (5) 役員の中に破産者、及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者がいないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者ではないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当していないこと。
- (8) 公募要領等に関する説明会に参加すること（「7.（2）説明会の開催」参照）。

## 7. 応募

### (1) 提出書類

下記の書類のデータを提出してください。

- ① 「リフト付バス運行委託事業」応募申請書（様式 1）
- ② 誓約書、地方税に関する誓約書 兼 神戸市税に関する調査に対する承諾書（様式 2）
- ③ リフト付バス運行委託事業の実施計画書（様式 3）
- ④ 法人登記簿謄本（申請日以前、3 ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑤ 定款、寄附行為等（寄附行為に関する規定）
- ⑥ 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要がわかるもの
- ⑦ 法人等の事業実績等の概要がわかるもの
- ⑧ 法人等の代表者履歴及び役員名簿
- ⑨ 法人等の財務状況に関する書類（損益計算書（社会福祉法人の場合は、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）、貸借対照表、会計監査人及び監査役会により監査を受けた場合その監査報告書、直近の 3 年）

※様式外の上記④から⑨については、項目ごとに項目番号（例：④）を上部中央に記載し、PDF データ等で提出すること。

※法人以外の団体又は法人設立予定の場合は、④から⑨の書類について、現にそれに代わる書類でも可とする。

### (2) 説明会の開催

公募要領等に関する説明会を下記のとおり開催する。応募予定の法人等は、公募説明会に必ず出席すること。公募説明会に出席しなかった場合は、提出書類を受理しない。

別添の『「神戸市リフト付バス運行委託事業」公募説明会参加申込書』に必要事項を記入し、下記の FAX 又は E メールへ 1 月 14 日（火）17 時までに送信のこと。

※説明会后、提出様式のデータを E メールで提供する。

- ① 開催日時：令和 7 年 1 月 22 日（水）14 時から 14 時 30 分頃
- ② 開催場所：神戸市立総合福祉センター 第 1 会議室  
所在地：神戸市中央区橘通 3 丁目 4-1
- ③ 申込 FAX：0 7 8 - 3 2 2 - 6 0 4 4 障害福祉課 塩見・柿木宛
- ④メールアドレス：[syogaifukushi-soumu@city.kobe.lg.jp](mailto:syogaifukushi-soumu@city.kobe.lg.jp)

### (3) 質問方法

令和 7 年 1 月 22 日（水）公募説明会終了後、1 月 29 日（水）17 時までの期間に、下記の FAX・

Eメールで受け付ける。電話、口頭等では受け付けない。

- ① FAX：078-322-6044 障害福祉課 塩見・柿木宛
- ② メールアドレス：[syogaifukushi-soumu@city.kobe.lg.jp](mailto:syogaifukushi-soumu@city.kobe.lg.jp)
- ③ 質問は、質問ごとに質問票（様式4）1枚を使用し、簡潔に記入すること。
- ④ 質問に対する回答は、応募に際して必要な事項のみ取りまとめたうえで、質問者及びその他の応募者にFAX又はEメールで回答する。なお、質問に対する回答は、公募要領等の追加又は修正とみなす。

#### （4）提出方法

令和7年2月13日（木）9時から2月14日（金）17時までの期間に、Eメールで受け付ける（必着）。なお、期間外の提出は受け付けない。

- ・メールアドレス：[syogaifukushi-soumu@city.kobe.lg.jp](mailto:syogaifukushi-soumu@city.kobe.lg.jp)
- ・応募書類の修正については、提出期間の終了後は受け付けない。
- ・応募状況等の問い合わせ及び提出書類内容の確認については、一切受け付けない。
- ・応募を辞退する場合は、応募申請辞退届（様式5）に記入のうえ障害福祉課（上記のメールアドレス）まで速やかに提出すること。

#### （5）応募の抹消

応募した法人等が、提出書類の受付締切以降、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消する。また、事業者選定の日までの間に、下記の②から⑦のいずれかに該当した場合は、選定に関する審査の対象から除外する。

- ① 受付期間内に応募書類が全て提出されなかった場合。
- ② 当該公募要領に違反又は著しく逸脱した場合。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合。
- ④ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置に該当した場合。
- ⑤ 本選定の採否の働きかけを行うなどの目的のために、申請者又はその関係者が直接又は間接に本市職員、選定委員会の委員などの本件関係者と接触をもった場合。
- ⑥ 複数の書類を提出した場合。
- ⑦ 提出書類に虚偽又は不正があった場合あるいはその他の不正な事実行為があった場合。

## 8. 選定

- （1）リフト付バス運行委託事業者の選定にあたっては、提出書類に基づき「神戸市リフト付バス運行委託事業者選定委員会」で応募者を評価して候補者を選定し、最終的に市長が決定する。なお、当該委員会又は障害福祉課において必要と認めた場合は、応募法人等に対して説明を求めることができるものとする。
- （2）選定については、一定水準以上の応募者を候補者とし、複数の選定候補が生じた場合は選定候補者の順位付けを行う。  
なお、一定水準を満たさない場合は選定しないこともある。
- （3）応募内容と実際面で重大な乖離があった場合は、次順位の応募者と入れ替わる場合がある。  
その際の費用弁償には一切応じない。
- （4）選定に関する情報については、一切回答しない。

- (5) 選定委員会では、これまでの事業実績、本事業に関する事業計画、人員配置等を総合的に評価して選定する。選定基準項目と配点については、下記のとおり。

選定基準項目 ※	配点
① 活動実績 ・心身障害児（者）に対する活動の実績	20点
② 事業計画 ・事業を運営する趣旨及び方針 ・事業計画の具体的内容（件数、利用者数等） ・ニーズへの対応（利用者や保護者への支援等）	50点
③ 運営体制及び収支計画 ・営業時間、休日の連絡体制、事故等発生時の対応、職員配置 ・委託料、事業の収支計画	20点
④ 法人等の運営基盤	10点
合計	100点

※評価基準項目等については若干の変更の可能性がある。

## 9. その他留意事項

- (1) 本件事業者の公募は、神戸市の令和7年度予算の成立を前提としており、予算が成立しない場合は契約を締結しないものとする。
- (2) 応募者は、この公募要領を熟読し、内容を遵守すること。
- (3) 応募者は、選定後、この公募要領等に関する不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 選定された事業者は、本事業を利用して、企業活動の一環として他で行う事業の勧誘等営利を目的とする活動及び公序良俗に反する活動若しくは政治的活動・宗教的活動をすることはできない。
- (5) 選定された事業者は、業務を第三者に委託することはできない。
- (6) 事業の継続が困難となった場合の措置
  - ①選定された事業者の責めに帰すべき事由による場合  
選定された事業者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、神戸市は、委託契約を解除することができるものとする。この場合、神戸市に生じた損害は選定された事業者が神戸市に賠償するものとする。
  - ②不可抗力等による場合  
不可抗力等、神戸市及び選定された事業者双方の責めに帰すことの出来ない事由により、事業の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとする。神戸市と選定された事業者との間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難だと判断した場合は、神戸市はその委託契約を解除することができるものとする。

## 10. 結果の通知

結果については、令和7年2月28日(金)(予定)にEメールで応募者に通知する。

## 11. リフト付バス

- (1) 実施事業者は、神戸市と使用貸借契約を締結し、リフト付バスを無償で借り受ける。
- (2) 実施事業者は、本事業の目的にのみ使用し、その他の用途に使用してはならない。ただし、神戸市が指定し、又は承諾したときは、この限りでない。
- (3) 使用貸借期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年間)とし、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに契約する。
- (4) 契約期間にかかる費用負担は、次のとおりとする。
  - ・自動車損害賠償責任保険にかかる費用を負担する。
  - ・車両の維持管理、及び使用について必要な一切の費用を負担する。
- (5) 実施事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - ・道路交通法その他関連法令を遵守するとともに、安全運行と事故防止に最善の努力を払うこと。
  - ・車両の保全に注意を払い、修繕が必要な場合は修繕を行うこと。
  - ・運行終了ごとに内容の記録を行い、運転状況を把握すること。
  - ・神戸市の請求に応じて、車両の管理状況や運転状況を報告し、又は検査を受けること。
  - ・車両は専ら実施事業者が使用し、第三者に転貸しないこと。
  - ・車両事故が生じた場合は、事故の相手方の救護その他急施を要する事故処理をした後、直ちに神戸市に報告すること。また、実施事業者の責任において誠意を持って事件の解決を図ること。
- (6) 実施事業者が、その責に帰すべき事由によって神戸市又は第三者に損害を与えたときは、実施事業者は直ちにその損害を賠償しなければならない。
- (7) 車両の概要

登録番号	メーカー	車両種別	その他
初年度登録年月日	定員	形状	
神戸800は1968	日野	リフト付マイクロバス	長さ：896cm、幅：236cm、高さ305cm 車両重量7,490kg、車両総重量9,140kg 燃料の種類：軽油自動車種別：普通用途：乗合 ナンバープレート：白大板
平成21年3月26日	30人	車いす移動車	

## 12. 問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1

神戸市福祉局障害福祉課 担当：塩見・柿木

メールアドレス：[syogaifukushi-soumu@city.kobe.lg.jp](mailto:syogaifukushi-soumu@city.kobe.lg.jp)

電話：078-322-5227

FAX：078-322-6044

(様式1)

令和 年 月 日

「神戸市リフト付バス運行委託事業者」応募申請書

神戸市長 宛

令和6年12月23日付けで募集のあった、神戸市リフト付バス運行委託事業の運営を行う事業者として応募申請いたします。

法人等所在地

法人等名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mail アドレス



令和 年 月 日

誓 約 書

神戸市長 宛

法人等所在地

法人等名称

代表者氏名

私は、神戸市リフト付バス運行委託事業者の応募を行うに当たり、下記の事項について、誓約いたします。

記

- 1 「神戸市リフト付バス運行委託事業 事業者公募要領」の「6. 応募資格等」に該当するのに必要な要件を満たし、また、応募者の制限にかかる項目の該当はありません。
- 2 後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、審査・選定までの間に誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 3 公募に参加する等で知り得た市の情報（紙媒体の書類も含む。）については、この用途以外に使用しない他、外部に漏らしません。
- 4 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成22年5月市長決定）に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団等を排除していることを認識したうえで、下記の事項のとおり、誓約します。
  - (1) 暴力団等排除要綱第5条各号のいずれにも該当しません。
  - (2) 暴力団等排除要綱第5条各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。
  - (3) 暴力団等排除要綱第5条各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は本契約の履行に関連する契約の相手方（以下、「下請負人等」という。）としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第5条各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請人の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
  - (4) 当該契約に関して元請として下請等と契約を締結する際、暴力団等排除要綱第5条各号のいずれにも該当しないことの確認を行います。

また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。
  - (5) 暴力団等排除要綱第5条各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

(別紙 役員等名簿)

法人等名称					
代表者名					
所在地					
役職名		(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所
役員等					
備考					

※「役員等」欄には、役員及び実質的に経営に関与している者を記載してください。  
※既存の役員名簿その他指定申請の際に提出する書類で、上記全項目の内容が確認できる場合には、「備考」欄に「〇〇のとおり」と記載し「役員等」欄の記載を省略しても構いません。

地方税に関する誓約書 兼 神戸市税に関する調査に対する承諾書

神戸市長 宛

令和 年 月 日

- 1 申請者は、以下のことを誓約します。
- (1) 納期限が到来している地方税に滞納がないこと（未申告の場合を含む。）。
  - (2) 上記（1）が事実と相違する場合、神戸市リフト付バス運行委託事業者応募資格を有すると認められず、又は既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。
- 2 上記1（1）の確認のため、申請者は、以下のことを承諾します。
- すべての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税及び延滞金等徴収金をいう。）の納付又は納入状況、課税状況及び申告状況を、神戸市が調査し、その調査結果を神戸市リフト付バス運行委託事業者応募資格の審査及び確認に利用すること。

申請者

(ふりがな) 法人等名称													
(ふりがな) 代表者 職・氏名													
法人番号													
登記上の本社・本店 所在地等	〒 連絡先 ☎ ( )												
	上記本社・本店での事業活動の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし												
法人市民税の課税対象となる神戸市内の事務所等、寮等を記入ください。 (本社・本店含む)													
	※事務所数が多い場合は空欄又は別紙にご記入ください。												

※法人以外の団体又は法人設立予定の場合は、該当がない項目は空欄で結構です。

# リフト付バス運行委託事業の実施計画書

(様式3)

## I 事業計画

1. 事業を運営する趣旨及び方針

---

2. 事業計画の具体的内容（件数・利用者数等）

---

3. 心身障害児（者）のニーズへの対応

※有の場合は具体的内容を記入してください。

心身障害児（者）や保護者への支援 有 ・ 無

---

## II 運営体制

### 1. 営業日・営業時間・休日の連絡体制、事故等発生時の対応

(例)

火曜日から日曜日

9時から17時（電話受付：10時から16時）

休日の緊急連絡先を設ける計画があるか：有・無

※有の場合は責任者名を記入してください。

事故等発生時の対応をマニュアル等で定める計画があるか：有・無

※有の場合は簡潔に内容を記入してください。

(例) バス運行会社は、事故の相手方の応急手当その他の必要な措置を講じ、団体の責任者に連絡すること。その後、責任者は直ちに神戸市に報告すること。

### 2. 職員体制

(1) 常勤 名

資格の有無 有・無

(2) 非常勤 名（常勤換算 名）

資格の有無 有・無

### 3. 人員配置

区分	氏名	年齢	常勤・非常勤 ※1	実務経験期間 ※2	資格等 ※3
責任者					
従事者					

※1 常勤とは、事業所において定められた常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していること。

※2 心身障害児（者）の支援の実務経験があれば、令和7年3月31日時点での期間を「●年●ヶ月」と記入すること。

※3 障害者の支援に資する資格で保有するものがあれば記入すること。複数資格の場合は全て記入すること。

### Ⅲ 収支予算書

(単位：円)

項 目		金 額			備 考
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	
収 入	委託料(※)				
	寄付金				
	その他収入				
	合 計				
支 出	給料手当				
	修繕費				
	保険料				
	燃料費				
	事務費				
	通信費				
	雑費				
	合 計				
収支 (収入－支出)					

※年間の上限を5,760千円とし、事業の実施に必要な金額を記入すること



令和 年 月 日

### 質 問 票

神戸市長 宛

神戸市リフト付バス運行委託事業 事業者公募要領等に関して、質問を行いたいの  
で質問票を提出します。

		質問票枚数	枚中	枚目
質 問 者	法人等名称			
	部署・職名			
	担当者氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
	メールアドレス			

資料名	1. 公募要領 2. 応募書類様式 ※該当する番号を○で囲んでください。		
項目名		ページ	
質問内容			

※質問は本様式1枚につき一問とし、簡潔にまとめて記入すること。

(様式5)

令和 年 月 日

応 募 申 請 辞 退 届

神戸市長 宛

法人等所在地

法人等名称

代表者氏名

令和 年 月 日付けで申請した神戸市リフト付バス運行委託事業者としての応募申請を辞退します。

令和 年 月 日

「神戸市リフト付バス運行委託事業者」  
公募説明会参加申込書

神戸市長 宛

令和7年1月22日（水）14時から神戸市立総合福祉センター第1会議室で開催される「神戸市リフト付バス運行委託事業者」の公募要領等に関する説明会への参加を申し込みます。

申込者

法人等名称	
所在地	
代表者氏名	
担当者	氏 名：
	部署・職名：
	電話番号：
	FAX 番号：
	メールアドレス：
参加者氏名	
手話通訳	希望する ・ 希望しない

※公募説明会への出席が応募の要件となります。

※必要事項を記入のうえ 1月14日（火）17時までに送信してください。

申し込み先：神戸市福祉局障害福祉課 塩見・柿木宛

FAX： （078）322-6044

E-mail： [syogaifukushi-soumu@city.kobe.lg.jp](mailto:syogaifukushi-soumu@city.kobe.lg.jp)